

<報道発表資料>

令和8年4月10日

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

京都市と京都精華大学との連携事業 客引き行為対策プロモーションの実施

この度、客引き行為対策における大学連携事業の一環として京都市と京都精華大学が連携し、京都市内の繁華街等における客引き行為の防止を目的とした客引き対策プロモーションを展開します。

【事業の目的・趣旨】

京都市ではこれまで条例制定から11年、指導員による巡回や広報啓発活動を通じて、客引き条例の周知を図って参りました。

令和6年度に実施したアンケート調査の結果、条例の認知度は一定程度浸透しているものの、特に大学生をはじめとする若年層や客引きを利用する人々に対し、「客引きアルバイトをしない・客引きを利用しない」という意識をいかに定着させるかが喫緊の課題であることが明らかになりました。

この課題を解決するため、京都精華大学メディア表現学部の社会実践実習（吉川教授）と連携し、客引き行為の潜在的なデメリットや、社会的に許容されない風潮の醸成を目的としたプロモーションを展開します。

【京都精華大学との連携内容】

これまで京都市が行った調査結果に加えて、社会実践実習に参加の学生による現地取材や、大学生及びその関係者へのインタビュー調査などから、具体的なプロモーション計画を立案し、その実施策の一つとしてショート動画制作（予定）し、京都市の公式動画として公開します。

●実施期間

令和8年4月中旬から令和9年3月末まで

●社会実践実習のテーマ

京都市客引き防止対策プロモーション計画立案と表現制作

●客引き対策プロモーションの主要な取組

- ・若年層・大学生への意識変容を促進

学生目線の啓発アイデアを取り入れ、既存の啓発物の改善や効果的な情報発信方法を検討し、若年層に響くメッセージを発信する。

- ・効果的な情報発信と実践

禁止区域における客引き行為防止を目的とした、効果的な啓発物を企画・実行する。

●年間スケジュール計画

4月	京都市からのオリエンテーション、役割分担
5月～6月	現地調査、インタビュー調査を実施し、京都市の調査結果と合わせて分析
7月	プロモーション計画の立案、京都市へプレゼンテーション
8月～9月	ショート動画を中心とした動画企画の立案と制作
10月	動画企画立案と京都市へのプレゼンテーション
11月～12月	制作した動画の発信と効果測定
1月	プロジェクト報告書の作成と京都市へのプレゼンテーションの実施

【プロモーション取組経過の配信（予定）】

本連携における京都精華大学の取組状況など京都市くらし安全推進課のTikTokアカウントで配信予定
アカウント（@kyoto_city_kurashi）

https://www.tiktok.com/@kyoto_city_kurashi

<担当教授の紹介>

京都精華大学 メディア表現学部 吉川昌孝教授

京都市客引き行為対策審議会の委員として広報戦略の分野から意見を頂いており、直近では、当課とTikTokの連携で作成した啓発動画の企画段階において効果的な啓発対象設定などアドバイスをいただきました。

本取組では、吉川教授が担当する社会実践実習の授業の一環として、学生とともに取組を進めていただきます。

<本取組に関するお問合せ先>

京都市文化市民局文化市民部くらし安全推進課

電話：075-222-3193